

# 令和 2 年度適格認定(奨学金の継続)について 重要なお知らせ

## 対象となる奨学金

貸与(第一種および第二種)奨学金  
給付奨学金(旧制度・新制度(2020 年度以降採用))

## 提出(入力)対象者について

提出(入力)対象かどうかの確認はスカラネット・パーソナルにログインし、「貸与額通知」・  
「給付額通知」の継続願の提出に「必要」と表示されているかを確認してください。

※以下の方は継続願提出対象外です(注)。

- ・ 令和 3 年 3 月に貸与・給付が終了する方
- ・ 2020 年 11 月以降に採用になった方
- ・ 休学中の方
- ・ 貸与奨学金が停止中の方

**(注) 給付奨学金が停止(支援区分外・停止中)となっている場合や併給調整により、第一種奨学金の貸与額が 0 円となっている場合も継続願の提出(入力)は必要です。**

## 注意事項

- ① 期限内に提出がない場合は 4 月以降の奨学金は「廃止」(給付奨学金(新制度)は「停止」)となります。
- ② 休学や退学などの異動を予定している場合、可能な限り早めに学生課生活支援係までご連絡ください。

## 貸与奨学生へ

- ・ 毎年 3 月に翌年度も奨学金の貸与を受ける資格を有するか学業成績により判定します。
- ※詳細は「(貸与)適格認定資料」をご確認ください。
- ・ 継続願を提出(入力)するときのポイント  
収入から支出を引き算したときの差額(収入合計－支出合計)が、**一定金額(36 万円)を超えると、「指導」の対象となります。**

『指導』: 令和 3 年 4 月以降に借りすぎ防止のため個別面接を実施します。

#### 給付奨学生(新制度：2020年度以降の採用者)へ

・毎年3月に翌年度も奨学金の給付を受ける資格を有するか学業成績により判定します。

※詳細は「給付奨学生のしおり」P30～31 または『『継続願』入力準備用紙』P4 をご確認ください。

※2年連続で「警告」(GPAが学年の下位4分の1など)に該当する場合、「廃止(奨学金の打ち切り)」となります。2年生以上について、前年度の学業成績が既に「警告」に該当している場合、今年度の成績が「警告」に該当すると、「廃止」となります。

#### 手続きの方法

- ① スカラネット・パーソナルに登録する(未登録者のみ)。
- ② スカラネット・パーソナルへログインし、「貸与額通知」または「給付額通知」から継続願の提出が「必要」になっているか確認する。
- ③ 「継続願入力準備用紙」に下書きをする。
- ④ 「継続願入力準備用紙」を手元に準備して、パソコン・スマートフォン等でスカラネット・パーソナル内の「奨学金継続願提出」から提出(入力)する。

※奨学生番号(第一種奨学金、第二種奨学金、給付奨学金)ごとに手続きは必要です。(第一種奨学金と第二種奨学金を併用している方は、それぞれ手続きが必要です。)

※給付奨学金が停止(支援区分外・停止中)となっている場合や併給調整により、第一種奨学金の貸与額が0円となっている場合も継続願の提出(入力)は必要です。

提出(入力)期限 : **令和3年1月31日(日)** ※期限厳守